

触法障がいの地域移行支援の流れについて

(府地域生活定着支援センターからのケースの場合)

地域移行の希望のある触法障がいのうち大阪市内の障がい者相談支援センターまたは地域生活支援センター生活支援型(以下、相談支援事業所)に依頼をしようとする場合は、地域生活定着支援センターは、事前に障がい者基幹相談支援センターに連絡する。

地域生活定着支援センターからの連絡を受け、障がい者基幹相談支援センターは地域生活定着支援センターより地域移行に必要な情報を入手するとともに、ケース毎に見極めながら適当と考えられる相談支援事業所について府地域生活定着支援センターにアドバイス等行う。

地域生活定着支援センターは を踏まえて、地域生活定着支援センターの業務として市基幹相談支援センターを必要に応じて経由して希望者が地域移行を希望する区もしくは近隣区の相談支援事業所等に対し受け入れのための調整を行う。

(入所施設(市外) 矯正施設(以下、入所施設等)からのケースの場合)

地域移行の希望のある触法障がいの入所者等について入所施設等は、障がい者基幹相談支援センターに連絡する。

入所施設等からの連絡を受け、障がい者基幹相談支援センターは、希望者及び入所施設等に対し地域移行に向けた調整を行い、地域移行に必要な情報を入手する。

入手した情報を元に、障がい者基幹相談支援センターは希望者が地域移行を希望する区もしくは近隣区の相談支援事業所等に対し受け入れのための調整を行う。

(備考)

- 1 以前から関わっていたケースで状況が判っている場合等、指定一般相談支援事業者が基幹相談支援センターを経由しない調整を希望する場合には、その対応も可能とする。
- 2 矯正施設に収監中の時期の地域移行ケース(体験宿泊等)が生じた場合には、福祉局、障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業者が協議・連携のうえ対応を行う。
- 3 精神障がい者にかかる触法障がいのケースについては、こころの健康センターが連携して対応を行う。

